

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少の傾向に大きな変化はなく、人口移動の面でも、東京一極集中の流れは依然として歯止めがかからない状況であり、この流れを変えることが急務となっている。

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）において、ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化を図るとし、地方への新しい「ひと」の流れをつくるため、「しごと」の創生を図りつつ、若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備するなどとしている。今後、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」の策定に当たっては、これらの取組が実効性のあるものとなるよう、U I J ターン対策の抜本的強化や女性・高齢者等の活躍の推進等を含め、従来にはない発想で大胆かつ積極的な政策を打ち出すべきである。

また、自治体が地域の実情に応じて自主的・主体的に、継続して地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。特に、放課後児童クラブをはじめとする福祉分野の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。

以上決議する。

平成30年6月6日

全 国 市 長 会